

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令時の対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当会は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る政府による緊急事態宣言の発令がなされ、各自治体から措置の要請があった場合の方針について、次のとおり致します。皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

☆ 緊急事態宣言発令時の対応☆

- 原則、緊急事態宣言に指定された都道府県での会場に関しての課外（スポーツクラブ・サッカークラブ）は中止と致します。
 - 緊急事態宣言に指定されていない地域においては、事前に会場施設の責任者の方と検討をさせていただいたうえで、感染防止策を施し、可能な範囲での指導を行います。
 - 緊急事態宣言が解かれ指導再開の許可が得られた場合の開始日については随時このホームページなどを使いお知らせする所存です。
- ※皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何より子供たちの安全・健康第一優先としますので何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人子供の夢支援育成会 理事長 星 富夫